

生衛土佐

SEIEI-TOSA

令和元年8月 第100号

編集・発行
(公財)高知県生活衛生営業指導センター
〒780-0822 高知市はりまや町3丁目7-6
Tel.088-855-5100
<http://www.seiei.or.jp/kouchi/>
発行人/理事長 東崎 幸男

ご挨拶

公益財団法人 高知県生活衛生営業指導センター
理事長 東崎 幸男



平素は高知県生活衛生営業指導センターの事業運営にご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。

遅い梅雨入りから九州南部の豪雨被害等々、毎年のように災害が発生する環境への対応、対策の必要性を感じます。

さて、今年は、県議選、市議選から始まり、参議院選、秋には首長選が行われます。また、消費税増税も経営環境の大きな変化をもたらすことでしょう。政府も増税&インバウンド対策としてキャッシュレス化へ大きく舵をきっているように感じます。従来のクレジット利用から、乱立する電子マネーへの対策は各業界団体共に悩ましい事と思いますが、「お客様にとって大事なことは？」を念頭に、環境変化を乗り切っていくましよう。

日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付の貸付規模は、前年度と同様1,150億円を確保されており、貸付制度の改正等、生衛業への融資条件が拡充されてお

りますので、融資相談等、センターまで各種ご連絡ご相談頂ければと存じます。

今年は2年に一度の第25回生衛業推進大会が予定されております。引続き、お客様に「喜び、癒し、感動」を与えられる生衛団体として、また「高知家」メンバーとしてスクラムを組み前進してまいりましょう。

最後になりますが、より一層の地域密着、消費者目線に立った生衛業を皆様と共に作り上げたいと思っておりますので、今後とも皆様のご協力、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。



令和元年度事業計画

1. 生衛業者からの相談対応・指導事業……生衛業者に対する経営・融資・衛生・労務等の相談指導
2. 消費者からの相談対応・指導事業……消費者からのご意見・ご相談への対応
3. 標準営業約款登録事業……理容店・美容店・クリーニング店への標準営業約款制度の普及
4. 研修会等開催事業……経営特別相談員研修会、クリーニング師研修会等の開催
5. 生衛業情報化整備事業……機関紙「生衛土佐」の発行と各種調査事業
6. 生衛業振興事業……健康福祉対策推進、後継者育成支援、生衛組合振興
7. 分野調整等指導事業……分野調整法に基づく調整活動の実施
8. 企画・運営に関する事業……理事会・評議員会の開催による組織の適正運営

就任のご挨拶

日本政策金融公庫高知支店

支店長兼国民生活事業統轄 **前田 浩志**



生活衛生同業組合の皆さまには、日本政策金融公庫の業務につきまして、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この4月に鹿児島県鹿屋支店から着任いたしました。前任者同様、よろしく申し上げます。

さて、日本経済については、緩やかな回復傾向にあると言われてきましたが、地方においてはその実感がないままに、足元では米中貿易摩擦の影響が出てきており、景気の先行に対する不透明感が増えています。

加えて、消費ニーズの多様化、地域人口の減少による消費の減少、少子高齢化による人手不足、働き方改革、受動喫煙対策、消費税増税、キャッシュレス化への対応、そして後継者問題など取り組むべき課題は山積しています。

生活衛生営業指導センター並びに生活衛生同業組合におかれましては、こうした経営課題の解決、組合員の皆さまの経営の健全化を図るとともに、公衆衛生の維持向上、業界全体の発展と地域社会に多大なる貢献をされていること

に深く敬意を表する次第です。

日本政策金融公庫では、生活衛生同業組合員の方向けの融資制度を充実させるとともに、「経営課題解決セミナー」の開催や、訪日外国人客対応のための「外国人おもてなしガイドブック」や「指さしコミュニケーションツール」の作成、事業承継の可能性を見つけていただくための「事業引継ぎの可能性発見ガイド」など、情報発信の充実にも努めております。

今後もより多くの皆さまのお役に立てるよう、金融面での積極的な支援を行うとともに、融資をきっかけとした生活衛生同業組合への加入の働きかけや経営課題の解決に向けた情報発信を行い、業界全体の活性化に向けて取り組んでまいります。引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、生活衛生指導センター並びに生活衛生同業組合の皆さまのご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

理事会・評議員会を開催

高知県生活衛生営業指導センターでは、令和元年5月21日理事会を、同年6月14日評議員会をそれぞれ開催し、平成30年度事業報告等を原案どおり可決決定しました。

また、今年度は次の新体制で取り組んでいくこととなりましたのでよろしくお願いいたします。

(公財)高知県生活衛生営業指導センター

	氏名	所属		氏名	所属
理事長	東崎 幸男	理容生衛組合理事長	評議員	入福 聖一	こうち男女共同参画社会づくり財団専務理事
副理事長	三宮 豊辰	美容生衛組合理事長	評議員	古谷 博	県食品衛生協会会長
副理事長	木村 浩二	クリーニング生衛組合理事長	評議員	嘉数 実	県中小企業団体中央会事務局長
専務理事	西森 一誠	指導センター経営指導員	評議員	亀井 秀彦	県商工会連合会専務理事
理事	松岡 哲也	県食品・衛生課長	評議員	岡内 啓明	(株)丸三 代表取締役会長
理事	藤本 正孝	旅館ホテル生衛組合理事長	評議員	野村 純司	県食品衛生協会副会長
理事	田原 周索	興行生衛組合理事長	評議員	前田 浩志	日本政策金融公庫高知支店支店長
理事	梅下 敬介	喫茶飲食生衛組合理事長	評議員	田上 武男	理容生衛組合副理事長
理事	中越 泰雄	中華料理生衛組合理事長	評議員	元植みぎわ	美容生衛組合副理事長
理事	三谷 勝義	食肉生衛組合理事長	評議員	宮村 耕資	旅館ホテル生衛組合副理事長
理事	堀川 重夫	社交飲食業生衛組合理事長	評議員	畠中 貴行	喫茶飲食生衛組合副理事長
監事	稲本 文男	高知県薬剤師会常務理事	評議員	中山 茂	クリーニング生衛組合前理事長
監事	岡林 広	美容生衛組合副理事長			

人事異動

平成三十一年四月一日付

◎高知県

(転入)

健康政策部食品・衛生課

課長 松岡 哲也

課長補佐 久保 美佳

チーフ 下村 知香子

(退職) 課長 安藤 徹

(転出)

課長補佐 古田 麻理

チーフ 山村 展子

◎日本政策金融公庫

高知支店

国民生活事業

(転入)

支店長兼事業統轄

前田 浩志

(転出)

静岡支店事業統轄

小原 励一

消費者懇談会・ 税務講習会開催 のお知らせ

消費者懇談会は、生衛業者と消費者との意見交換を行うなかで、消費者のみなさんに生衛業者を理解していただくとともに、生衛業者には消費者の立場にたった店舗運営の参考となる会です。

本年度は、県内2つの保健所管内において開催いたします。

日時:令和元年7月29日(月)
場所:高知県安芸福祉保健所

日時:令和2年 1月27日(月)
場所:高知市保健所管内(未定)

ドリンクラリーはしご酒大会、 アジアフードマーケットが開催されました。

去る、3月4、5、6日の3日間、高知市繁華街を中心に、ドリンクラリーはしご酒大会を開催いたしました。高知県社交飲食業生活衛生同業組合が主催するこのイベントは、年2回開催し、今回30回記念大会となりました。

悪天候にもかかわらず、新記録となる約1100名の参加者で溢れ、抽選会には加藤登紀子さんのサプライズ登場もあり、大変な盛り上がりを見せました。

また、最終日の中央公園では、高知県中華料理生活衛生同業組合様にご協賛いただき、アジアフードマーケットが同時開催され、美食三昧、美酒に酔いしれる一日となりました。

次回ドリンクラリーはしご酒大会は、2019年11月11日を予定しています。



ペロペロの神様



アジアフードマーケット



抽選会



会場の様子

各組合員の皆様から、いろいろな情報提供をお待ちしています!

生活衛生同業組合の組織強化のため 組合への加入を呼びかけよう

生活衛生同業組合は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(生衛法)に基づく営業者の自主的な活動団体で、県内には9つの組合が以下のような事業等を行っています。

- ◎ 組合員に対する衛生施設の維持改善・経営の健全化に対する指導
- ◎ 営業施設の整備改善や経営の健全化のための資金の斡旋
- ◎ 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- ◎ 組合員の福利厚生に関する事業
- ◎ 組合員の共済に関する事業



組合加入の メリット

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。

組合では、組合事務所や保健所等で、情報の交換・研修会・融資の相談をはじめ各種の行事(事業)を行っています。特に、組合員であれば、日本政策金融公庫の生活衛生関係融資が一般の営業者に比べて有利な条件(●融資限度額が大きい ●貸付期間が長い ●金利が低い ●無担保・無保証人の融資制度が利用できる ●振興事業促進支援融資制度の利用で更に0.15%の金利低減がある等)で利用できる特権があります。

経営特別相談員養成講習会・経営特別相談員研修会を開催

全国指導センターの実施要領に基づき、令和元年度経営特別相談員養成講習会・経営特別相談員研修会を開催しました。

◇開催日時：令和元年7月22日

◇開催場所：高知サンライズホテル

経営特別相談員は高知県知事より委嘱され、お店の経営、営業設備の近代化等に関する助言・相談のほか日本政策金融公庫が取り扱う「生活衛生改善貸付」に係る申請書の審査及び当該経営に対する相談指導等を行っています。



■今年度の特相員は次の通りとなっていますので、お気軽にご相談ください。

組合名	電話番号	氏名(住所)	氏名(住所)	氏名(住所)	氏名(住所)
理容組合	☎088(875)6709	野村 新作(南国市)	安藝 立志(香南市)	田上 武男(高知市)	時久 恵一(高知市)
美容組合	☎088(873)6954	吉川 良子(安芸市)	寺山 静(高知市)	高木 義夫(高知市)	安田 尚子(四万十市)
旅館ホテル組合	☎088(823)5941	籠尾 信之(奈半利町) 植田 康一(四万十市)	川田 梓(高知市) 秋澤 誠(宿毛市)	古谷 博(高知市) 武政 憲次(土佐清水市)	谷脇 匡晃(高知市) 田村 卓実(土佐清水市)
社交飲食業組合	☎088(822)8640	岡村 恵美子(高知市)	山下 高志(高知市)	秋森 清郎(四万十市)	山下 大志(四万十市)
クリーニング組合	☎088(831)1327	門田 忠大(高知市)	井上 豪紀(高知市)	田中 輝(宿毛市)	
喫茶飲食組合	☎088(883)7125	岩崎 一步(高知市)	小野山 眞弥(高知市)	畠中 貴行(土佐市)	門脇 大祐(高知市)
中華料理組合	☎088(823)2281	松岡 久壽(高知市)	中越 景之(高知市)		
興行組合	☎088(826)7267	岡本 賀行(高知市)			
食肉組合	☎088(884)5477	横田 郁夫(高知市)			

令和元年度 クリーニング師研修及び 業務従事者講習開催の お知らせ

クリーニング業法の規定により、クリーニング師は研修が、営業者は業務従事者に講習を受講させることがそれぞれ義務付けられています。該当される方は必ず受講されるようお願いいたします。

日時：令和2年2月2日(日) 午後1時から午後5時まで

場所：高知共済会館

受講料：クリーニング師研修 5,000円
業務従事者講習(通信教育型) 4,500円

遠隔地の方や、当日の集合研修に参加できない方を対象に通信教育による研修も実施します。なお、不明な点については左記までお問合せください。

(公財)高知県生活衛生営業指導センター
☎(088)855-5100



生活衛生営業標準営業約款登録のお知らせ

Sマークとは、厚生労働大臣認可の標準営業約款制度に従って営業しているお店の表示で安心・安全・清潔を約束する3つの「S」を備えたお店の証です。

☆メリットは

- 安心、安全を求める消費者ニーズに応えることができます。
- 日本公庫の生活衛生融資が有利な条件で利用できます。
- Sマークを各種のPRに活用できます。

☆標準営業約款の対象のお店は

- 理容店、美容店、クリーニング店です

☆登録手続きは毎年2月と8月です。

連絡先：(公財)高知県生活衛生営業指導センター ☎(088)855-5100
または、理容、美容、クリーニングの各生衛組合まで



高知県からのお知らせ

受動喫煙の防止が強化されます ～マナーからルールへ～

法律の改正ポイント

- ① 「望まない受動喫煙」をなくします
- ② 健康影響が大きい子どもや患者などに特に配慮します
- ③ 施設の種類や場所ごとに喫煙できる場所、できない場所を明らかにし、標識の掲示を義務づけます

施設の類型

- 第1種施設:** 学校、病院、薬局、児童福祉施設、介護老人保健施設、行政機関、バス、タクシー、飛行機、教育施設(理容師養成学校、美容師養成学校) など
- 第2種施設:** 飲食店、ホテル、旅館、理容所、美容所、公衆浴場、劇場等、事業所(職場)、鉄道 など
多数の者が利用する施設のうち、第1種施設と喫煙目的施設以外の施設
- 喫煙目的施設:** 喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設
(例: 喫煙を主たる目的とするバー、スナック)

施設類型ごとの取り扱い

第1種施設: 2019年7月から「敷地内禁煙」です。

(バス、タクシー、飛行機(車内・機内禁煙)は2020.4.1から)

これらの施設は、受動喫煙で健康を損なうおそれが高い方が主に利用するため、原則、敷地内禁煙です。屋外で、区画等の必要な措置を行った場所に、特定屋外喫煙場所を設置することは可能です。

第2種施設: 2020年4月から「屋内原則禁煙」です。(ホテル・旅館の客室や住宅は除く)

喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要です。

屋内禁煙



または

喫煙専用室設置 (専用室は喫煙のみ)



または

加熱式たばこ専用 喫煙室設置(飲食可)



喫煙専用室は、出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上あること。たばこの煙が室外に流出しないよう、床から天井までが仕切られていること。たばこの煙が屋外に排気されていること。20歳未満は立入禁止。

喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室には、標識の掲示が義務づけられています。

20歳未満の方は、従業員を含めて、喫煙エリアに立ち入ることはできません。

法律における義務

- 【全ての人】 ①喫煙禁止場所において喫煙しない ②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損をしない
③喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮する

- 【施設の管理権限者】 ①喫煙可能な場所を設置する場合は、標識を設置する
②喫煙禁止場所に喫煙器具、設備等の設置をしない③喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせない
④喫煙場所を設置する場合、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう配慮する

受動喫煙対策にかかる財政・税制支援制度があります。詳細は、厚生労働省のホームページを参照してください。

「なくそう！望まない受動喫煙」 URL: <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

飲食店で次のすべてを満たす既存のお店には、経過措置があります。

- ①2020年4月1日時点で営業
- ②個人または中小企業
(資本金または出資総額5,000万円以下)
- ③客席面積が100㎡以下

↓
店内に「喫煙可能室」の設置が可能。
都道府県知事(福祉保健所、高知市は高知市保健所)への届出が必要。

日本政策金融公庫(国民生活事業)からのお知らせ

生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ

融資のごあんない

日本政策金融公庫国民生活事業は、店舗改装資金等のご融資を通じ、みなさまの事業のお手伝いをさせていただいております。振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、一般貸付よりも有利な振興貸付をご利用いただけます。(利率は令和元年7月1日現在)

ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

◆ 振興貸付

	設備資金	運転資金
ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	
ご融資額	1億5,000万円以内～7億2,000万円以内 (業種によって異なります。)	5,700万円以内
ご返済期間	20年以内	7年以内
据置期間	2年以内	
利率(年利)(注)	[特利C] 0.30～1.33% [基準利率] 1.16～2.23%	[基準利率] 1.16～2.16%

*振興貸付を基準利率より低い利率でご利用後に、所属する組合を脱退した場合、基準利率に引き上げとなる場合があります。
*利率は金融情勢によって変動いたしますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合がございます。
*お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
*審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。

◆ 振興事業促進支援融資制度

生活衛生同業組合等から事業計画書等の確認を受けた方は、振興事業貸付に定める利率から**0.15%**(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方は**0.30%**)引下げます!!

ご利用いただける方	振興事業貸付をご利用される方で生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認及び事業計画の確認を受けた方
ご融資額	振興事業貸付に定めるご融資額内
ご返済期間	振興事業貸付に定めるご返済期間内

◆ 生活衛生改善貸付 (生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付)

ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって生活衛生同業組合理事長などの推薦を受けた方
ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間	設備資金10年以内(うち据置期間 2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置期間 1年以内)
利率(年利)	[特利F] 1.21%
担保・保証人	無担保・無保証人

*常時使用する従業員数が5人以下(旅館業及び興行場営業は20人以下)の会社又は個人の方が対象となります。